

2

荒川下流の川づくりを振り返って

(2) 荒川下流部の特徴

荒川下流域は、江戸時代以降の産業、経済、政治、文化、社会の発展の礎となり、その後の人口・資産の急激な増加、産業の発展等を受け、浸水想定区域内人口が約 540 万人にも達するなど高密度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えている日本の産業・経済の中核を支える重要な地域です。

荒川は、広大な流域を有しており、荒川下流部は最下流の約 30km に位置しています。この広大な流域に降った雨は、河口に集中することになりますが、上流域のダムや調節池、広い河川敷で貯めることで荒川下流部に流れる水量を少なくしています。もしも、上流のダムや調節池、広い河川敷による治水機能がない場合には下流域の洪水氾濫の危険性が高まり、甚大な被害が予想されます。

また、荒川には武蔵水路を通じて利根川のダムの水を導水しており、利根川からの水供給がない場合には、渇水時の水不足、水質の悪化や首都圏の水道水に深刻な影響を与えることが考えられます。

このように、人口密集地域を流れる荒川下流部では、上流や中流の治水機能の効果により、川幅約 500m で洪水を流すこと、平常時に河川敷を利用することができています。また、水利用に関して、利根川からの水供給により、水質の改善や水道水の供給を行うことができています。



図 2-2 荒川上流部の二瀬ダム



図 2-3 荒川中流部の荒川第一調節池（彩湖）



図 2-4 荒川中流部の広い河川敷



図 2-5 荒川下流部の河道

(3) 荒川下流部の経緯

1) 荒川放水路の開削（明治～昭和初期）

現在の荒川下流部の流路は、明治 43（1910）年 8 月水害（関東大水害）により、隅田川および中川など、他の主要河川が氾濫したことを契機に「荒川放水路」として整備されたものです。

これは、首都東京の水害対策として、洪水を海へ早急に流すために、岩淵から中川河口までの幅約 500m、全長約 22km にわたって掘られた水路であり、明治 44（1911）年の開削工事着手から、昭和 5 年の完成まで 20 年を要しました。延べ労働人員は 310 万人であり、工事は主に人力で行われたため大変な工事でした。また、放水路の整備に当たっては、用地として約 1,088ha、移転戸数 1,300 戸という多くの人々の協力がありました。

荒川放水路が昭和 5 年に完成し、荒川下流部、特に隅田川沿川にもたらされた治水効果は大きく、放水路の存在は、首都東京の発展を支えていく礎となりました。

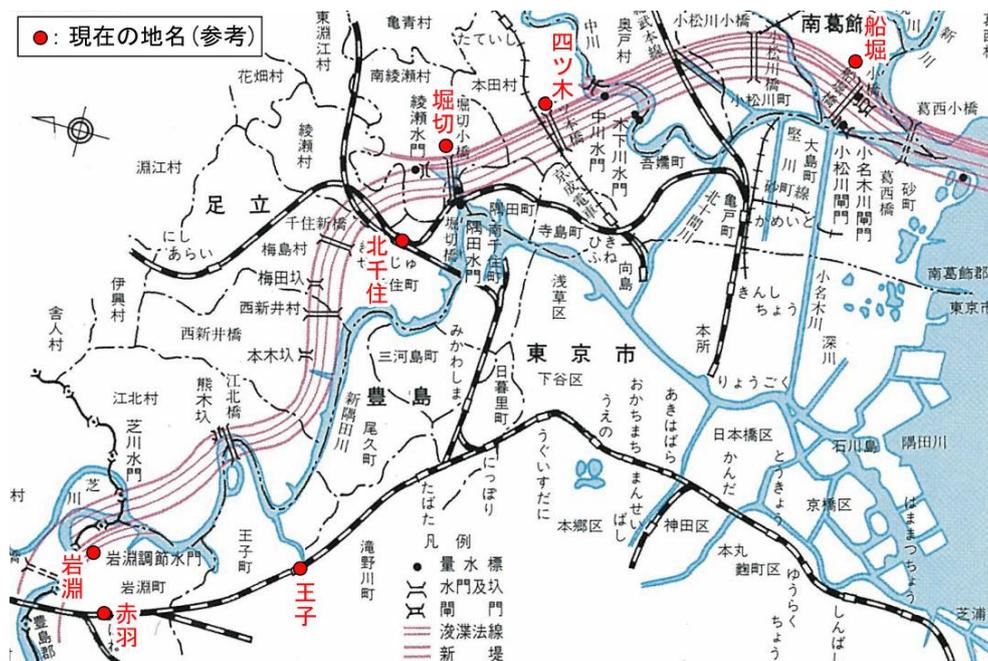


図 2-6 荒川放水路開削前の流路

2) 経済復興～高度経済成長期の荒川下流部

① 甚大な水害の発生

昭和 20 年代、戦後の疲弊した日本に大型台風が次々に襲来し、毎年のように千人を超える人命が失われました。特に昭和 22 年のカスリーン台風の際には記録的な集中豪雨となり、荒川や利根川で洪水が発生しました。このとき、利根川の栗橋で大規模な堤防決壊がおこったことにより、埼玉と東京では 30 万人を超える人々が被災しました。この甚大な被害により、治水計画の見直しが迫られ、国を挙げての治水対策が急がれました。また、昭和 34 年 9 月には伊勢湾台風による大規模な高

潮被害が発生し、これを契機に「東京湾高潮対策計画」が策定され、荒川では河口より堀切橋までが高潮区間として高潮堤の整備が進められました。

② 経済復興と地盤沈下の進行

戦後の復興と高度経済成長期を迎え、工業が発展し、荒川沿川の開発と工場立地が進みました。一方で、経済復興が軌道に乗った昭和 27 年頃から荒川下流部における地盤沈下が顕在化しました。この原因は、主に工業用地下水の汲み上げによるものであり、最も沈下した地区では 50 年間で最大 4m 程度の沈下量を記録しました。

この地盤沈下の影響もあり、荒川下流部の河川敷の湿地化が進みましたが、その後、河川敷の造成と水際の整備が進められ、現在の河川敷が整備されました。

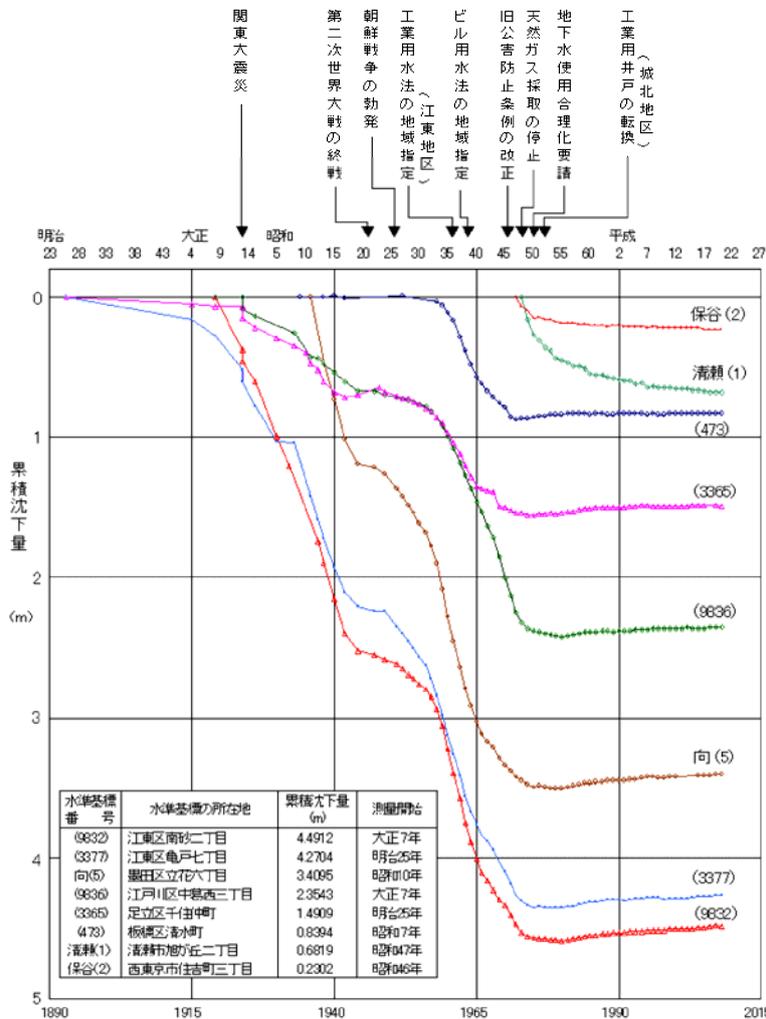


図 2-7 荒川下流地域の主要水準基標の累計変動状況

(出典: 東京都ホームページ、<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2008/07/60i7o303.htm>)

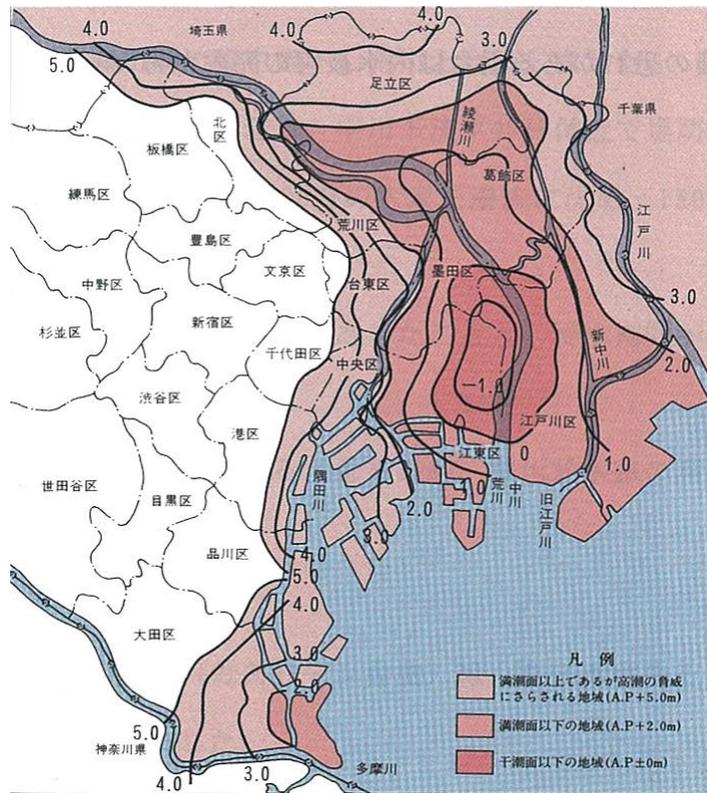


図 2-8 荒川下流部周辺地域の低地分布状況

③ 公共空間の不足と荒川下流部河川敷の運動場整備

昭和 30 年代に、都市への人口集中が進むにつれ、運動場や公園などの公共空間の不足が問題になってきました。昭和 39 年に開催された東京オリンピックを機にスポーツ奨励の機運が高まると、運動場の確保場所として河川敷が注目され、グラウンドや運動場にする動きが見られました。



昭和 22 年
カスリーン台風発生年の状況



昭和 39 年
河川敷が広範囲で湿地化



昭和 49 年
河川敷が造成され、湿地が消失し、
河岸が直線化



昭和 59 年
河川敷上のグラウンド利用が進む



平成 13 年
河川敷上のグラウンドや緑地公園
の整備が進む

図 2-9 荒川下流部の河川敷の変化 (9k~13k 付近)

3) 現在の荒川下流部

放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進む中で、荒川下流部の河川敷のグラウンド・公園としての利用が進められました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい、という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。

現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場など、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。

表 2-1 荒川に求められる多様な価値

1) 多様な生態系を育む「自然環境」としての荒川	荒川は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」として希少性があり、多様な生態系を育んできました。周辺市街地で自然がほとんど失われたこと、さらに、汽水域という特別な環境を有していること等から、積極的な自然の保全と創出が求められています。
2) 人々がスポーツや散策を楽しむ「利用環境」としての荒川	荒川は、野球やサッカー等の広い空間を必要とするグラウンドの要望が従来から強いところですが、それ以外のスポーツ・レクリエーションに対する要望も高まっています。また、雄大な河川景観の中でのランニングやサイクリング、散策や釣り、学校や家庭での環境教育のフィールドとして、さらには大都会の喧噪を離れ、疲れた心身を預けられる「癒しの場」としての価値を認める人も増えています。
3) 物流やレジャーのための「水面利用の場」としての荒川	戦後の一時期まで舟運で賑わった荒川ですが、現在でも石油を運ぶタンカーや貨物船、遊覧のための水上バス、プレジャーボート等の航行やレガッタの練習など、規模や能力の異なる船による水面利用がなされており、将来的にも水面の有効利用が望まれています。
4) 安全と良好な水辺環境を両立する「治水と街づくりの場」としての荒川	荒川沿川地域には莫大な資産や人口が集積していることから、大洪水が発生しても決壊しない幅の広い堤防(スーパー堤防)を整備することが求められます。これにより洪水に強く、眺望の開けた水と緑の潤い豊かなまちづくりが可能になりますが、市街地と河川敷とを一体として考えることも求められます。
5) 震災時の避難場所、輸送路等としての荒川	広大な空間を有する荒川の河川敷は、震災時の避難場所、緊急物資輸送路、消防部隊の展開場、物資の置き場等に高度利用されることが期待されています。また、水路は、物資運搬ルートとしての役割が期待されています。

第2節 「荒川将来像計画 1996」の概要

沿川住民や関係自治体等からのさまざまな意見を総合的にとりまとめ、河川の利用と保全・整備等についてバランスのとれた新しい川づくりや河川の適切な管理を進めるために、平成 8 年 4 月に「荒川将来像計画 1996」が策定されました。

(1) 「荒川将来像計画 1996」の理念

「荒川将来像計画 1996」では、荒川を守り育てていくためには、荒川の歴史や文化、あるいは自然への認識を深めるとともに、多くの人々が荒川の将来をともに語り合い、行動し、来るべき 21 世紀に向けて荒川の将来像を描くことが大切という認識から、テーマを“21 世紀につなぐ健康な川づくり”とし、その実現を目指して次の 5 つを川づくりの理念として掲げました。

- 1) 多くの生き物を育む荒川
- 2) 河川空間の節度ある利用を図れる荒川
- 3) 安心して快適な暮らしができる安全な荒川
- 4) 子どもたちが川と触れ合い、誰もがくつろげる荒川
- 5) きれいで豊かな水が流れる荒川

(2) 将来像計画 1996 の方針

「荒川将来像計画 1996」では、“21 世紀につなぐ健康な川づくり”の理念を実現するよう以下の 4 つの方針に基づき、将来像計画を策定しました。

1) 方針 1：自然の保全と創出

昭和 30 年代の荒川は、地下水の汲み上げによる地盤沈下により、河川敷は広い範囲で湿地化し、豊かな自然環境が発達していました。その後、河川敷の造成により湿地系の自然地が少なくなっています。これが、荒川を単調に見せていることは否めません。

したがって、豊かな自然の広がっていた過去の状態を参考にしつつ、荒川らしい自然の保全・創出をしていくこととしました。

2) 方針 2：節度ある利用と快適な川づくりの方針

荒川らしい自然を保全・創出しながら、人々の様々な利用形態をバランスよく受け入れるためのゾーニング計画を定め、川にふさわしい適正な利用を促すこととしました。

また、人々が荒川を快適に利用できる施設として、ゴルフ場やグラウンドから階段、トイレ等の整備のあり方を定めておくこととしました。

3) 方針3：安全な河川の整備方針

防災機能をさらに充実させた安全な河川の整備として、スーパー堤防や地震に強い川づくりを、地域と一体となって進めることとしました。

4) 方針4：住民参加の荒川づくりの取り組み

多くの人々に日常から荒川への関心を持ってもらい、荒川の将来を一緒に考えてもらうためのイベントや、地域交流、情報交流、自然再生、ゴミ収集、水質検査等を推進することとしました。

■ (コラム1)「荒川将来像計画 1996」の4つの方針■

1) 自然の保全と創出

荒川らしい自然保全・創出については、以下の方針により推進することとしていました。

a) 荒川らしい自然の拠点を保全し、創出する

荒川らしい自然の拠点として、残されている規模の大きいまとまったヨシ原、干潟などを保全するとともに、地形や地質などの条件を勘案しながら、新たな自然地の創出を図る。



図 2-10 水際のヨシ原

b) ビオトープとネットワークの整備

大小様々な形態の自然地の拠点を連携させるものとして、水際や堤防を利用した自然の回廊を整備し、全川を覆う自然のネットワークをつくる。また、スポーツ・レクリエーション等の場として様々に利用されている場所は、積極的に荒川の自然と共存できる利用施設へ改良する。

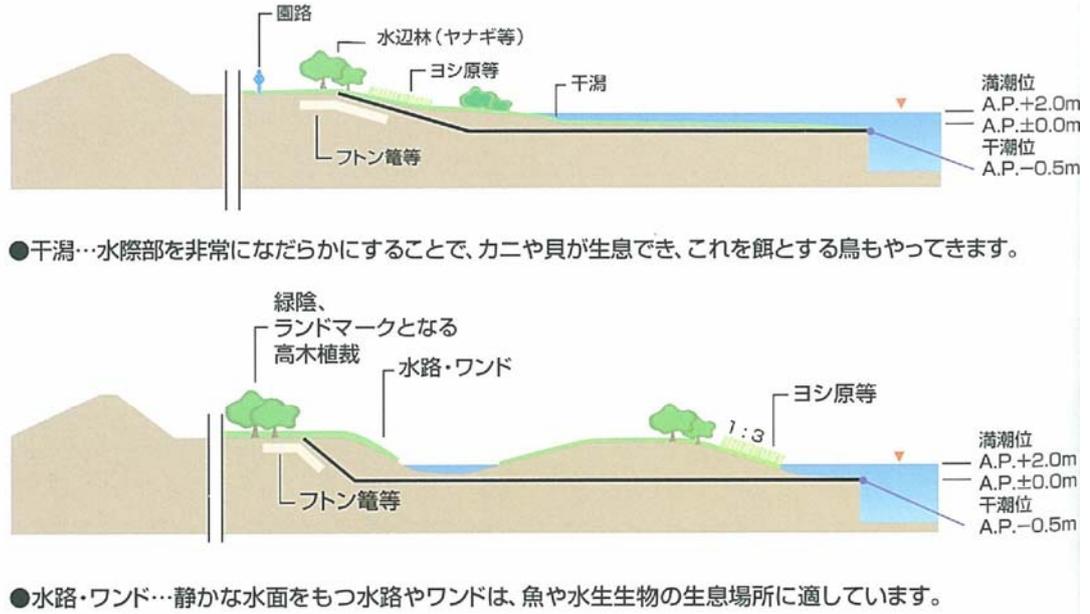


図 2-11 荒川での多自然化河岸の整備例

c) 街の自然との連携

沿川の街においても、小河川や用排水路、緑道等を保全・活用することにより、自然地の拡大、ネットワーク化を図る。

●水路(クリーク)



●池



●湿地



図 2-12 自然地の拡大とネットワーク化を図るための要素

d) 水質の浄化

荒川の下流部に流入する支川、水路の水質は悪化してきており、今後これらの水質浄化を進める。また、多自然型護岸等の整備を行い、川の自然浄化機能を促進する川づくりを進める。

2) 節度ある利用と快適な川づくりの方針

a) ゾーニング計画を定め、節度ある利用を行う

ゾーニング計画を以下の分類で定め、地域の方々に周知することにより、川にふさわしい適正な利用を促す。

ア) 自然保全地

自然保全地として保全型の管理を行っていくゾーンで、「大規模自然地」と「中規模自然地」にゾーン区分します。



図 2-13 大規模自然地



図 2-14 中規模自然地

イ) 草地系利用地

人が川を様々に楽しむ場となるゾーンです。荒川の自然植生が繁茂する「野草系広場」と、芝生を中心とした「芝生系広場」を定めます。



図 2-15 野草系広場



図 2-16 芝生系広場

ウ) 施設系利用地

人々がスポーツ・レクリエーションを楽しむゾーンで、「ゴルフ場」「スポーツグラウンド」「利用施設・広場」の3つに区分します。



図 2-17 ゴルフ場



図 2-18 グラウンド

b) 自然と共存した利用施設整備の推進

荒川の自然ネットワークを形成するという方針を実現する上で、河川敷に占める面積の割合が大きいゴルフ場とグラウンドは自然を取り込んだ施設としての改良を進める。



図 2-19 ゴルフ場の自然度向上の取組み

図 2-20 グラウンドの自然度向上の取組み

c) 人々が快適に利用するための施設整備

スポーツ・レクリエーション、散策、レガッタ、釣り等の様々な活動の場として、荒川を快適に利用するための施設や拠点の整備を行う。



図 2-21 水上デッキの整備例

d) 街と川の交通ネットワーク

荒川では、広大な河川敷をサイクリング・船・あるいは徒歩で移動しながら、川を様々な楽しむことができます。そのために、堤防天端や、緊急用河川敷道路を使って、川沿いの移動の主動線をつくります。また、川の中の自然や様々な利用施設をつなぐ小径をつくります。また、水上バス等の水上ルートを整備して、上下流や対岸を結びます。さらに、最寄り駅や堤内拠点から川へのアクセスルートを確認する。

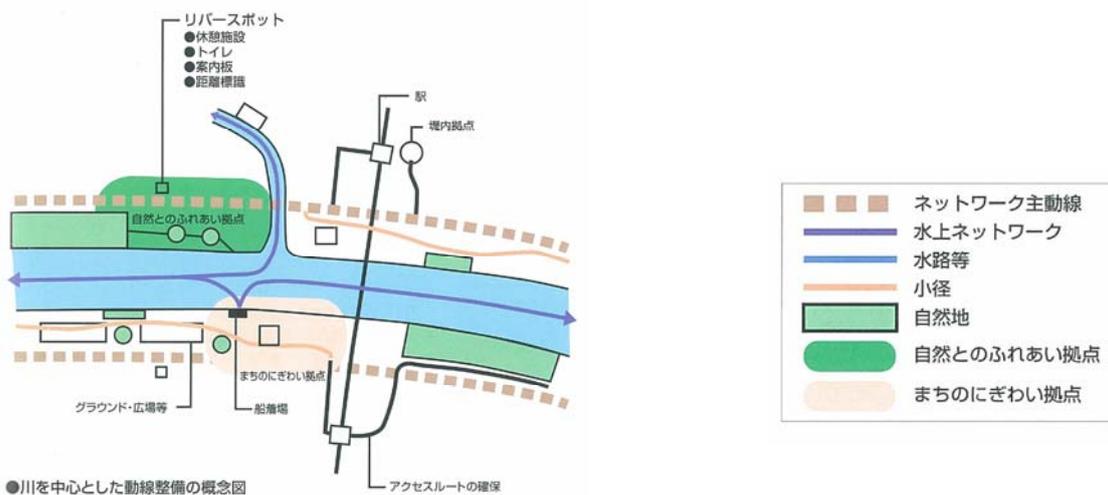


図 2-22 川を中心とした動線整備の概念図

3) 安全な河川の整備方針

防災機能をさらに充実させた安全な河川の整備を行い、地域と一体となった川づくりを進めます。

- 洪水、高潮等による甚大な被害から街を守ることはもちろん、治水施設の整備にあたっては、自然や景観にも配慮したものとする。
- スーパー堤防の整備により、洪水に強く、川への接近が容易で、眺望の開けた水と緑のうろおいのある街づくりを進める。
- ゼロメートル地帯を抱える荒川では、地震で堤防が破壊した場合、市街地に川の水が流れ込む恐れがあります。さらに、大雨や台風による洪水が発生した場合には、被害は甚大なものとなります。そのため、地震に強い安全な川を整備し、震災時には避難場所や物流軸として活用できるようにする。

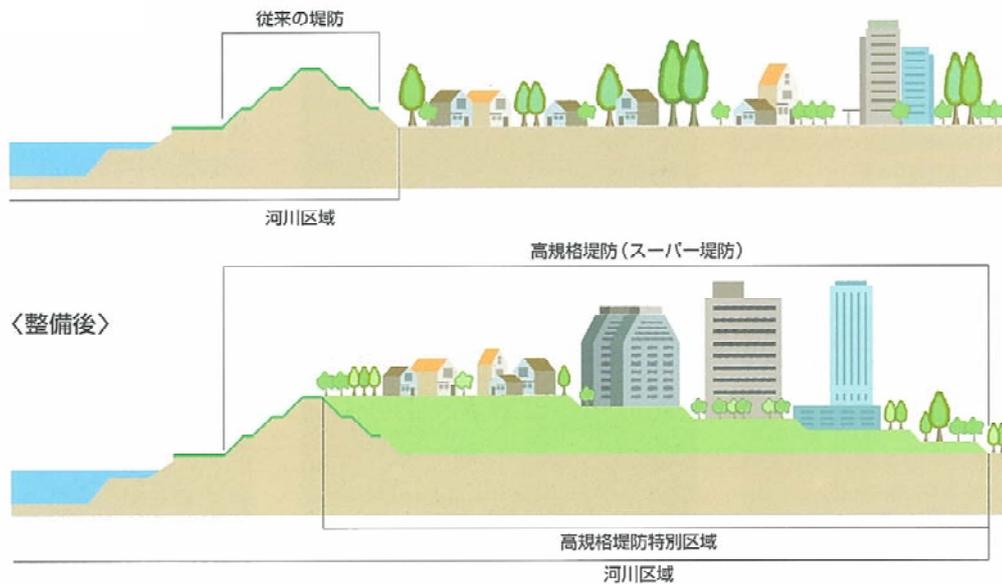


図 2-23 スーパー堤防の概念図

4) 住民参加の荒川づくりの取組み

a) 荒川クリエーション

多くの人々に日常から荒川への関心を持っていただき、荒川の将来を一緒に考えていただくために、平成6年度から「荒川クリエーション」と題して、荒川を「知る」「触れ合う」「創る」の3つをテーマにさまざまなイベントや地域交流、情報交流の事業を行う。

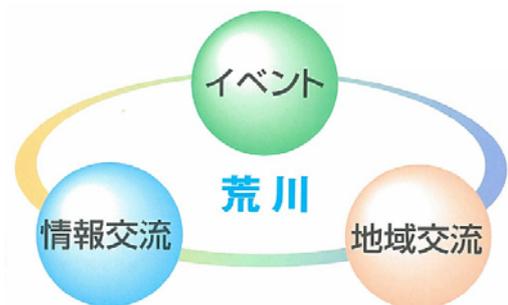


図 2-24 荒川クリエーションのイメージ

b) 中土手に自然を戻す市民プロジェクト

荒川の将来において、河川敷に降った雨水を集める水路や池を掘ることによる自然創出として、市民の手により、荒川と中川にはさまれた河川敷に多自然型水路をつくり、自然地の再生を進めた。



図 2-25 水路の創出例（総武線下流左岸）

c) 荒川クリーンエイド

荒川クリーンエイドは、荒川に関わる人達がそれぞれの立場を活かしながら、共同で取り組める環境保全活動で、平成6年10月から取組みが始まった。活動は、データカードを使って散乱ゴミの実態を調査したり、簡単な水質検査をしたり、また、できるだけ楽しく行えるよう、自然観察やネイチャーゲームを組み合わせるなど工夫している。



図 2-26 河川敷水際の漂着ゴミ



図 2-27 クリーンエイドの参加者



図 2-28 水質検査の状況

第3節 現状の7つの課題～荒川市民会議委員へのアンケート結果より～

荒川下流部では、平成8年に「荒川将来像計画 1996」が策定された後、「自然の保全と創出」、「節度ある利用と快適な川づくり」、「安全な河川の整備」、「住民参加の荒川づくりの推進」という4つの方針を踏まえた川づくりが進められました。

策定から10年あまりを経て、河川敷では、ゾーニング計画に従い、荒川下流部に残されたまともな自然地の保全と、新たな自然地やワンド等の湿地環境の創出が行われています。また、グラウンド・運動場・緑地公園等の利用施設や、荒川の沿川から河川敷へアクセスするスロープの整備が進みました。この他、災害時の河川敷上の円滑な移動を可能にする緊急用河川敷道路や堤防の安全性を確保するスーパー堤防、防災拠点としての防災ステーション、緊急用船着場（リバーステーション）の整備が進められています。

このように、荒川下流部では、人々の様々な利用形態をバランス良く受け入れながら、洪水、地震などの自然災害に対する安全性の向上を図る整備が進められており、荒川下流部の魅力と自然災害への安全性は着実に向上してきています。今日の荒川下流部には年間1,600万人もの人々が訪れており、今後も首都圏の都市部を流れる河川として、自然に親しむ場、スポーツや散歩等の健康づくりや環境教育の場、防災の場として重要度はますます高くなっていくと考えられます。

一方で、流域の社会環境や社会的ニーズ等が変化してきたこと、また計画当初目指した荒川の姿との相違が見られることなどの課題も生じています。

このことから、2市7区の荒川市民会議の委員の協力を得て、整備されてきた施設や現在までの取り組み状況について、実態アンケート調査を実施し、各市区の個別課題とともに荒川全体に係わる7つの課題を抽出しました。

表 2-2 荒川下流部に関する7つの課題

①自然地の整備	②水際ライン（低水護岸）の整備
③河川敷の利用	④グラウンドやゴルフ場の自然度向上
⑤仮置き土砂の取り扱い	⑥河川敷のゾーニング計画
⑦魅力ある川づくり	

(1) 自然地の整備に関する課題

「荒川将来像計画 1996」では、荒川下流部の自然のネットワークを支える大規模自然地を 15 箇所設定し、まとまった自然を残す他、中規模自然地は大規模自然地をつなぐ拠点として 500m 程度の間隔で整備することとしていました。現在では 219ha が自然地として確保され、沿川に市街地の広がる都市型の河川でありながら、動植物の貴重な生息・生育場となっています。

その一方で、そのような自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと、などの理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない状態となった自然地では、生物多様性の観点から生物種数の減少が懸念される他、洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題が指摘され、河川敷の利用上の安全性、利活用への支障が指摘されています。



図 2-29 荒川下流部の自然地（板橋区 板橋生物生態園）



図 2-30 維持管理が必要な自然地

(2) 水際ライン（低水護岸）の整備

「荒川将来像計画 1996」では水際の整備について、干潟タイプと湿地化タイプの2種類を設定し、荒川下流部の水辺を多自然化により自然環境の豊かな水辺にすることとしていました。河岸再生の取組みとして、千住桜木地区や新砂地区では消波施設、離岸堤の設置により、干潟やヨシ原の再生を進めました。また、小松川地区では水面と河川敷を分断している既設護岸を撤去して緩やかな水際を創出し、合わせて航走波対策として木工沈床を整備して、ヨシ原や干潟の再生を図っています。

このように、水際ラインの整備を順次進めていますが、治水上の安全性を確保する観点や背後地の利用状況等から整備が難しい面もあります。荒川市民会議委員からの意見として、「治水上問題がなければ、砂州の形成や干潟の再生など、自然環境を向上させてほしい。河川敷の利用目的や河道の安全な流下の検討並びに維持管理体制を検討した上で、整備できる箇所、できない箇所を明確し、水際線のあるべき姿を再検討する必要がある」との意見が出ています。

河川敷の利用目的をふまえた水際ラインの整備方法や洪水を安全に流すために現状を改変できない箇所の明確化、及び維持管理体制の検討が課題となっています。



図 2-31 小松川地区自然地再生試験工事箇所（江戸川区 船堀橋右岸）



図 2-32 矢板護岸が整備された水際（13.0k 左岸）

(3) 河川敷の利用上の課題

「荒川将来像計画 1996」では、方針の 1 つとして、「節度ある利用と快適な川づくりの方針」を位置づけ、その方向性として、以下の 3 点をあげて進めています。

- ①ゾーニング計画を定め、節度ある利用を行う（荒川らしい自然を保全・創出しながら、市民の様々な利用形態をバランスよく受け入れるためのゾーニング計画を定め、適正な利用を促す）
- ②自然と共存した利用施設整備の推進（ゴルフ場とグラウンドについて、自然を取り込んだ施設としての改良を進める）
- ③人々が快適に利用するための施設整備（スポーツ・レクリエーション、散策、レガッタ、釣り等の活動の場としての施設や拠点の整備）

河川水辺の国勢調査結果によれば、平成 18 年時点で、平成 8 年当時の約 2 倍にあたる年間累計約 1,600 万人が荒川下流部の河川敷を訪れ、スポーツやサイクリング、散策、自然観察等の様々な目的で河川敷を利用しています。その一方で、河川敷利用のマナーが守られず、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為が増加傾向にある等、課題となっています。



図 2-33 河川敷で日光浴やサイクリングを楽しむ人々（足立区 虹の広場）

(4) グラウンドやゴルフ場等の自然度向上

「荒川将来像計画 1996」では、自然と共存した施設計画として、ゾーニング計画で位置づけたゴルフ場やスポーツグラウンド、草地系利用地ゾーン、利用施設・広場ゾーンなどのゾーン別の自然度向上の考え方や具体的な工夫の方法について示しています。この方向性に従い、グラウンド周辺に水路や草地などの生物の生息場を整備したり、グラウンドと自然地が接する場合は間に 10～20m 程度の緩衝帯を整備したりするなど、様々な自然度向上の取組みが進められています。

この一方で、荒川市民会議委員からの意見として、グラウンドやゴルフ場周辺の自然度のさらなる向上を求める意見や、休業中のゴルフ場内への立ち入りの要望があげられています。



図 2-34 グラウンド利用状況（足立区 堀切橋下流右岸）



図 2-35 ゴルフ場利用状況（川口市 浮間ゴルフ場）

(5) 河川敷のゾーニング計画について

「荒川将来像計画 1996」では、荒川の自然拠点としての「自然保全地」、人々が荒川を様々に楽しむ場としての「草地系利用地」、人々が快適にスポーツ・レクリエーションを楽しむ場としての「施設系利用地」を設定し、さらに自然の状態や利用形態によって細分したゾーンが定められていました。しかし、自然保全地や草地系利用地については、利用目的が多様に考えられていたため、維持管理がうまくいかず藪化した場所がありました。また、ゾーニング計画で分類されていたエリアの活用目的が変わった場合のゾーニングの変更決定プロセスが明確になっていませんでした。

そのため、「ゾーニングについて自然保全地や草地系利用地の利用目的や維持管理の考え方」と、「ゾーニングを部分的に変更する場合の決定プロセス」を明確にすることが課題となっています。



図 2-36 自然公園としての利用が計画されている都民ゴルフ場跡地

表 2-3 「荒川将来像計画 1996」のゾーン区分

	ゾーン	内容	利用例
自然保全地	大規模自然地	大規模な河川系自然地	・サンクチュアリ ・水遊び、自然観察、自然体験、釣り、手こぎボート遊び等
	中規模自然地	まとまった自然内容が多様	・サンクチュアリ ・水遊び、自然観察、自然体験、釣り、手こぎボート遊び等
草地系利用地	野草系広場	従来種の草地維持管理にも配慮	・散策、ピクニック、草摘み、虫とり等 ・ボール遊び等
	芝生系広場	芝生等の園芸植物等を中心とする緑地	・散策、ピクニック、草摘み、虫とり等 ・ボール遊び等 ・乗馬、アスレチック、キャンプ等 施設系利用
施設系利用地	利用施設広場	無機素材を利用した広場・利用拠点	・アスレチック、キャンプ、親水公園、遊具、船着場、花壇等
	ゴルフ場	自然の中のゴルフ	・ゴルフ
	スポーツグラウンド	ゴルフ場以外のスポーツグラウンド	・野球、テニス、サッカー、ゲートボール等

(6) 仮置き土砂の取り扱い

現在荒川下流部の河川敷には、スーパー堤防の整備に必要な土砂や河床浚渫した土砂の仮置き場がいくつかの場所に存在していますが、「荒川将来像計画 1996」のゾーン区分では設定されていませんでした。

このような仮置き土砂について、撤去して元の自然地に戻すことや撤去までのスケジュールの提示を求める意見があがっています。その一方で、治水整備を進める上で土砂の仮置き場は必要な場所であり、河川敷の他に場所がないことがあり、仮置き土砂の取り扱いが課題となっています。



図 2-37 小松川右岸の土砂仮置き場

(7) 魅力ある川づくり

「荒川将来像計画 1996」に従い、荒川下流部の川づくりが現在まで進められ、良好な自然環境の残された場、広い空間利用の場として、課題もありますが、魅力ある川として多くの人々が訪れています。旧計画の反省点をふまえつつ、荒川下流部をより魅力ある川としていくための川づくりの推進が必要と考えられます。特に、高齢化に伴い利用者の年齢層等が多様化する中で、休憩場所としての水飲み場や木陰、ベンチが少ないこと、誰もが利用しやすいかつ清潔なトイレが少ないとの要望があげられています。



図 2-38 多目的広場の状況



図 2-39 トイレと水飲み場の整備例

■ (コラム2) 舟運関連について ■

「荒川将来像計画 1996」では、荒川下流部の水面利用の拠点として「公共的船着場の整備」を位置づけ、水上バスの発着所として活用し荒川の魅力を高めるとともに、震災時の物質輸送のための船着場としての重要な役割を持たせることとしています。平成21年8月現在、荒川下流部では緊急用船着場や公共船着場の整備が進められ、あわせて緊急用河川敷道路の整備が進んでおり、防災上の拠点や連絡網は順調に整備されています。

一方で、水上バスの発着駅として活用されているのは、「平井」のみであり、週末と祝日の特定日の年26日間の運用となっており、観光面や日常的な交通機関としての活用は十分ではない状況にあります。葛飾区における試験的な観光船の運航や戸田市における防災拠点としての船着場などのように一部市区においては取り組みが行われていますが、荒川下流部の区間全体を通じた震災時の物資搬送経路や観光船の遊覧航路等、緊急用船着場等の多目的かつ効率的な利用の取り組みを行うことが課題となっています。



図 2-40 新田リバー駅（足立区）



図 2-41 水上バスの運行状況



図 2-42 荒川ロックゲート

第4節 市民参加の川づくりの現状と課題

(1) 荒川市民会議

「荒川将来像計画 1996」の策定後、沿川住民をメンバーとする 2 市 7 区の荒川市民会議が設立され、荒川下流部のあるべき姿についての議論が進められています。

また、今回の荒川将来像計画の見直しにあたっては、全体荒川市民会議（議長会議、グループリーダー会議を含む）が、荒川下流部の現状の課題とその対応方策を提言書としてまとめ、「荒川の将来を考える協議会」に提出しました。

議長会議の討議では、「荒川将来像計画 2010」の進捗を確認する機関として、議長会議、全体市民会議に加え、2 市 7 区の代表者が集まって議論する場が必要ではないか、との指摘もされました。

(2) 市民活動と行政の連携について

市民活動については、荒川下流部を身近な自然として、「河川環境を活用したい、維持していきたい」と思う地域住民は多く、現在多くの市民活動が実施されています。地域住民や活動団体による市民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。

なお、市民活動の多くは、行政がその責任の範囲で実施している維持管理とは別に、地域住民が自発的に実施しており、役割分担が明確になっていない状況がみられます。また、市民活動の継続的な実施に向けて、ボランティアの高齢化と後継者が育たないこと、個人の負担が大きいこと等の課題を抱える活動団体が多いとの声も聞かれます。

行政側も、社会的背景から財政的に余裕があるとはいえ、行政単独での維持管理が難しくなっている状況がみられます。

このような現状において、市民活動に対して意欲のある地域住民の要望を把握した上で、管理者と市民活動の役割分担を明確化し、地域住民自ら取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「市民活動と行政の連携の仕組みづくり」を展開していくことが望まれています。